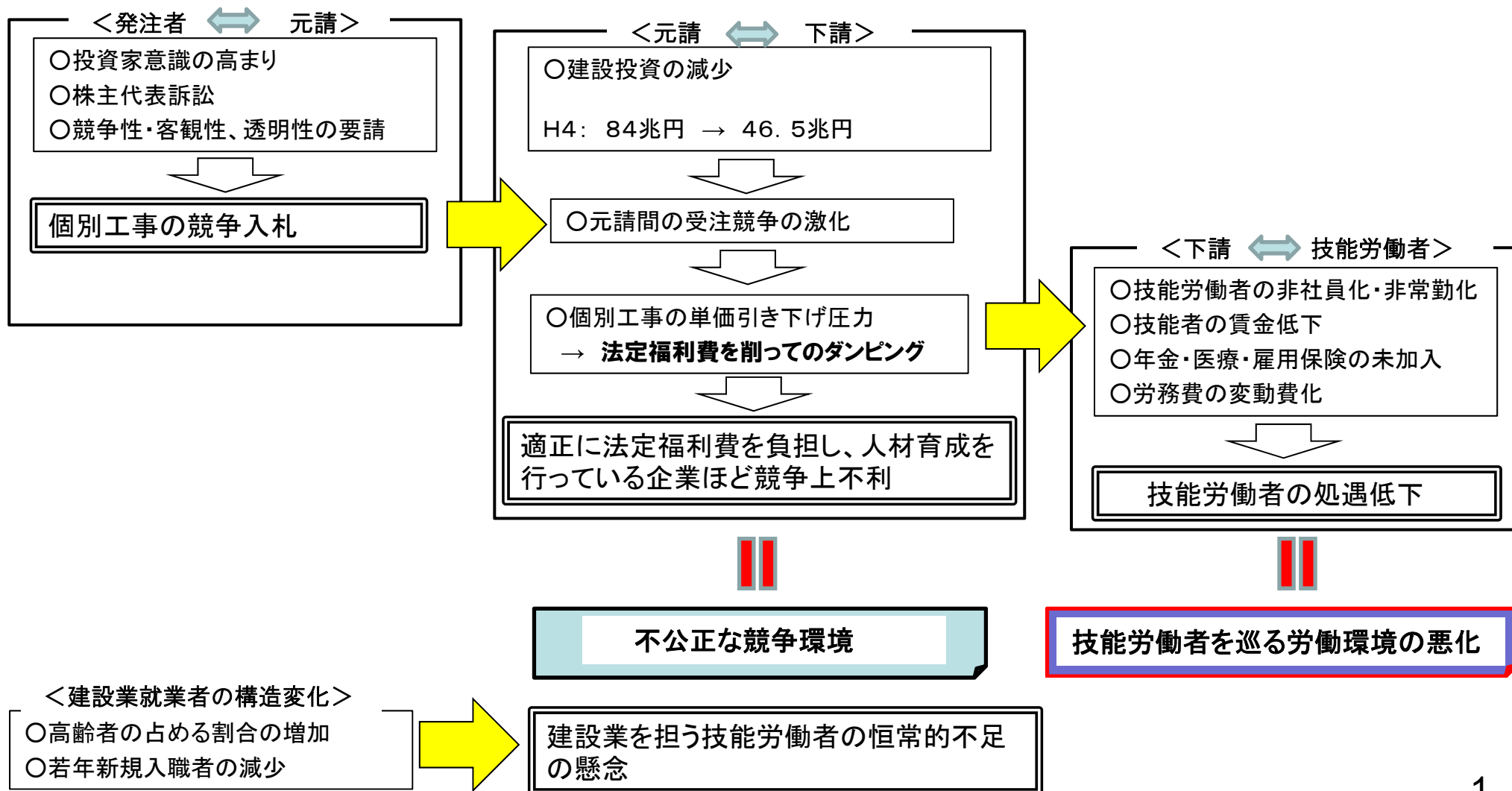


みんなで取り組む建設業の保険加入

～発注者の皆様にご理解とご協力のお願い～

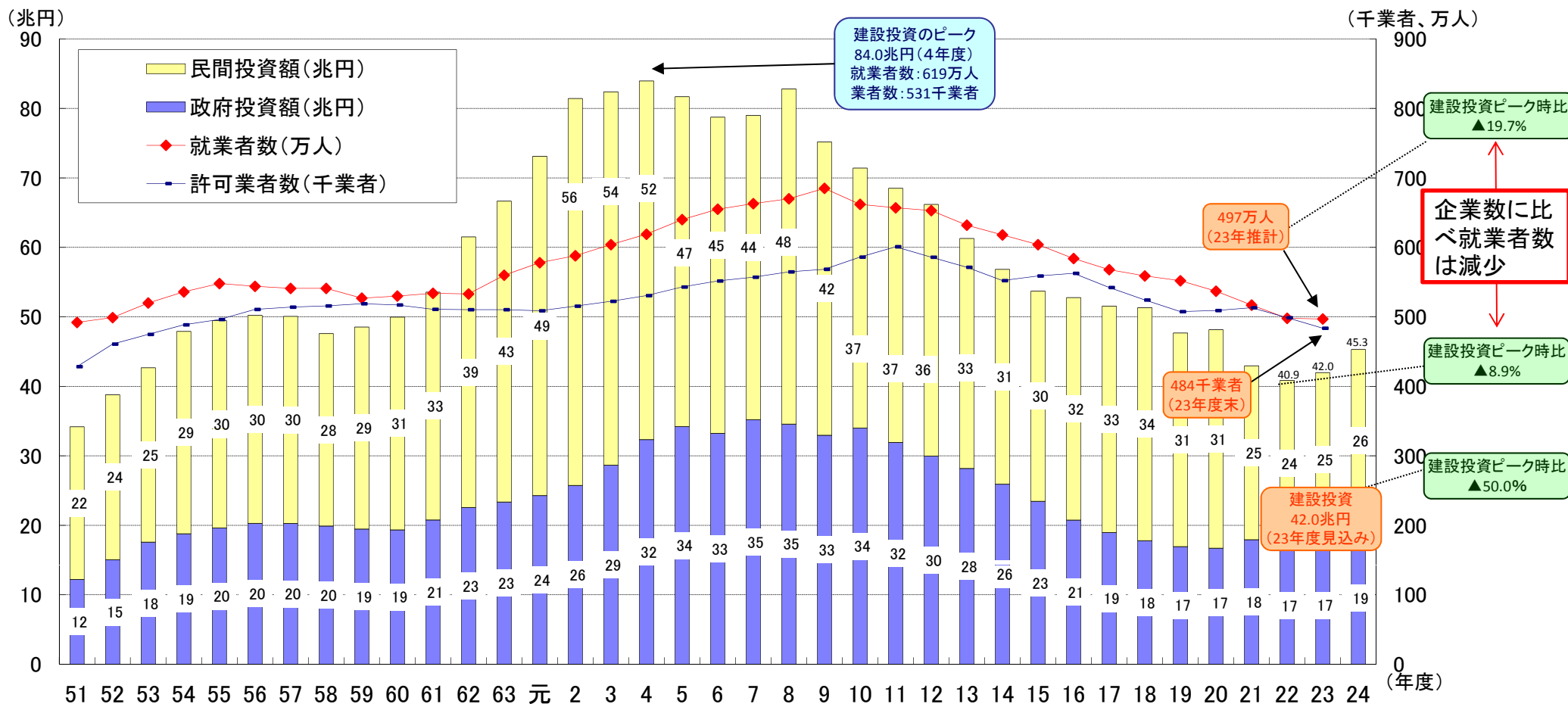
I 建設業が直面する課題

- 発注側で個別工事の競争入札が進むことにより、元請間の競争が激化し、単価引き下げ圧力が增大しています。
- その結果、真面目に人材育成を行う企業が不利になるという不公正な競争環境が生じています。
- また、建設業就業者の高齢化が進む中で技能労働者の処遇が低下し、技能者の離職や若年入職者の減少につながっています。



I-2 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成23年度見込み)は約42兆円で、ピーク時(4年度)から約50%減っています。
- 建設業者数(23年度末)は約48万業者で、建設投資ピーク時(4年度末)から約9%減っています。
- 建設業就業者数(23年推計)は497万人で、建設投資ピーク時(4年平均)から約20%減っています。



出所:国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

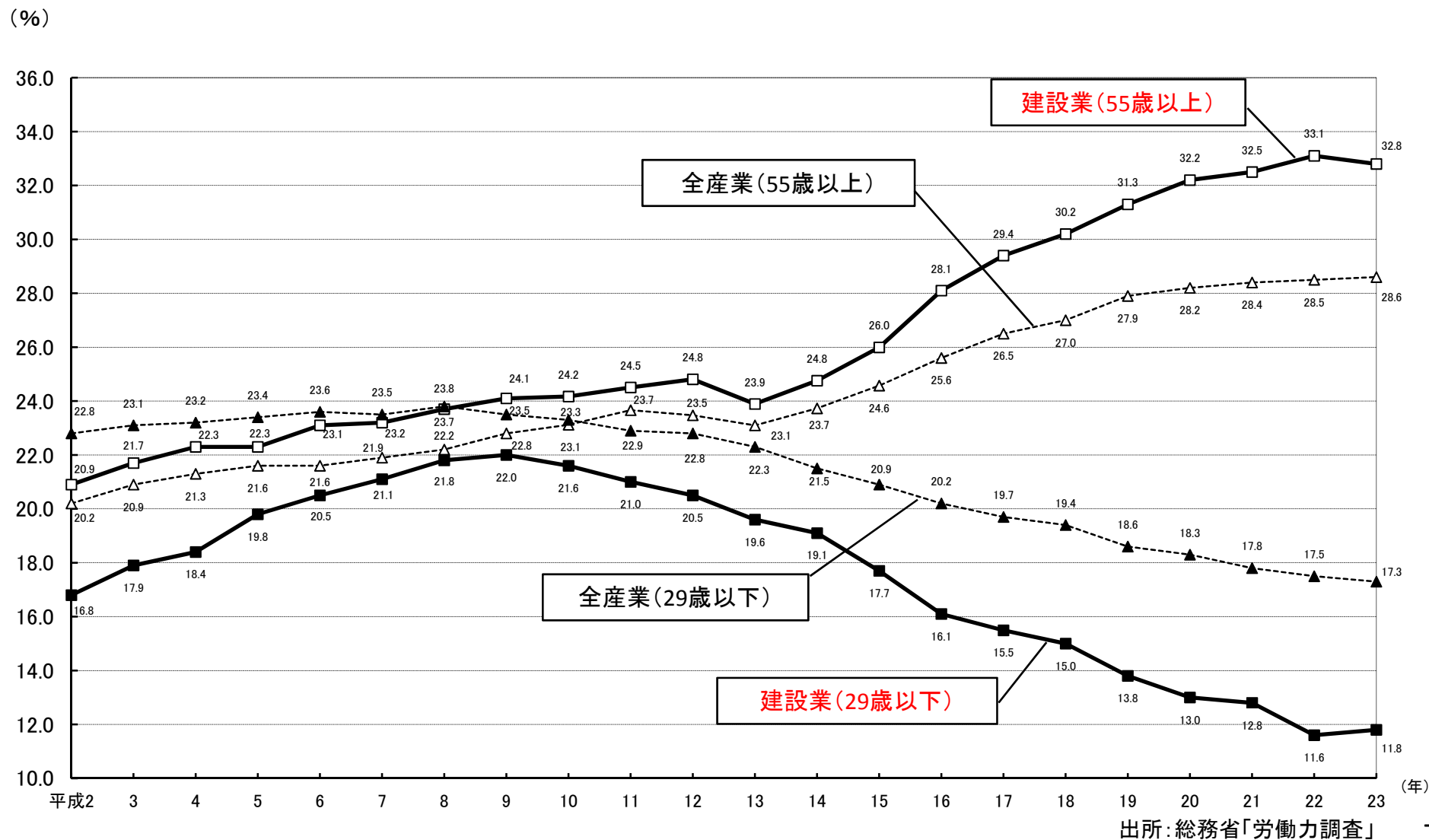
注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年については被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

I-3 建設業就業者の年齢構成の推移

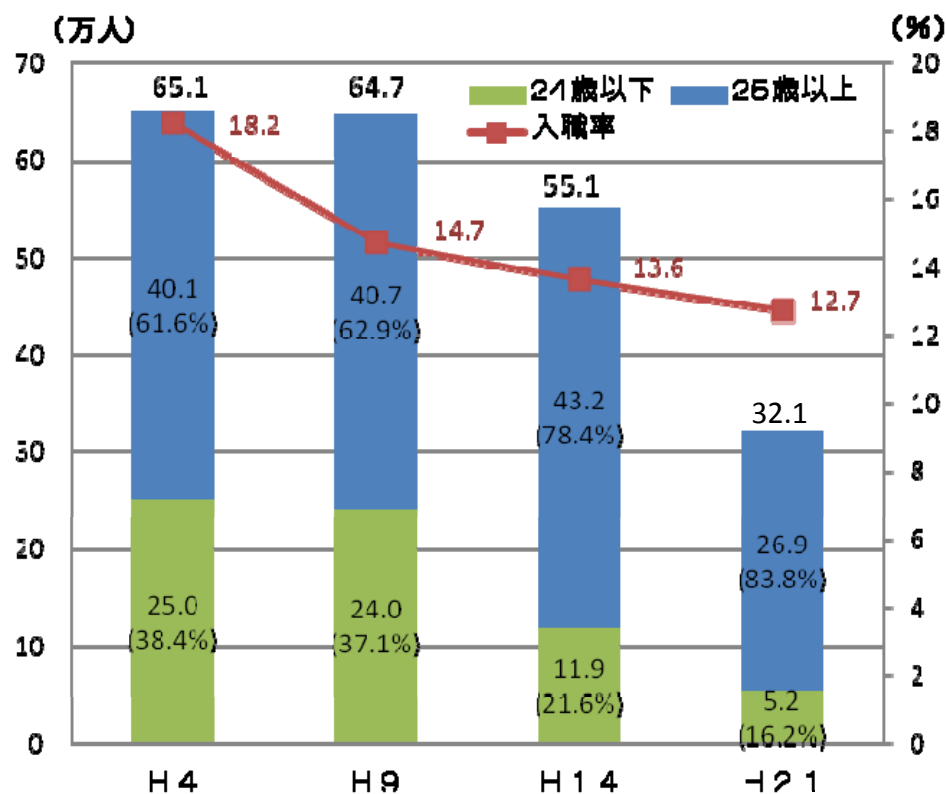
○ 建設業就業者は、3人に1人(33%)が55歳以上、8人に1人(12%)が29歳以下であり、高齢化が進行しています。



I-4 建設業における入職状況

- 建設業の入職率は低下傾向。特に24歳以下の若年入職者が減少しています。
- 24歳以下の若年入職者数の割合は、近年、製造業と比較して、低い傾向にあります。

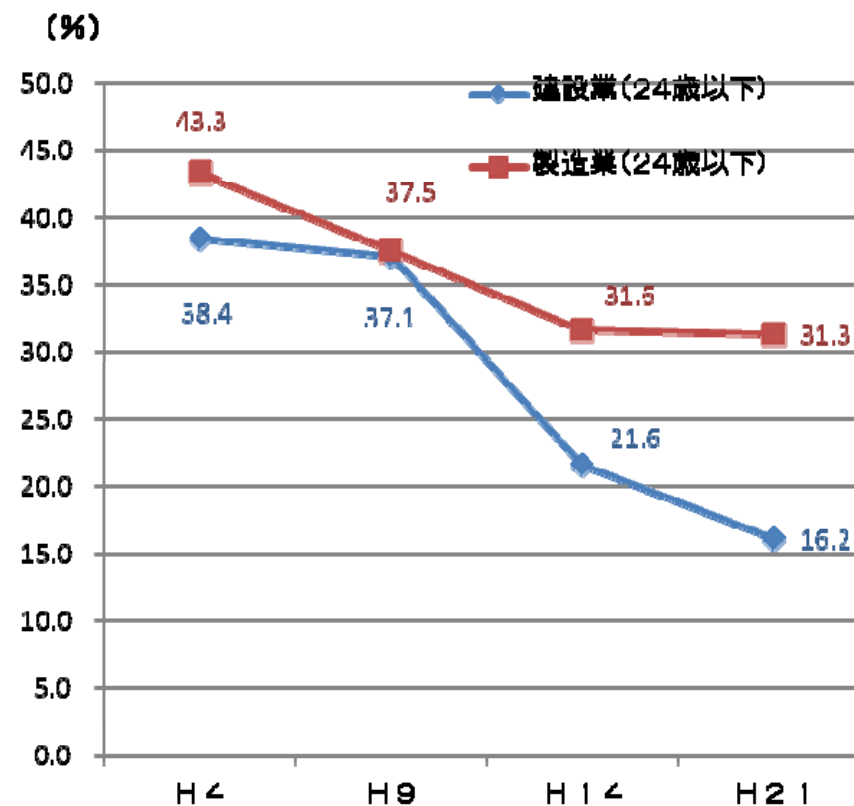
1. 入職者数の推移



出所: 厚生労働省「雇用動向調査」

※入職率 = 1～12月の入職者数 / 1月1日現在の常用労働者数 × 100

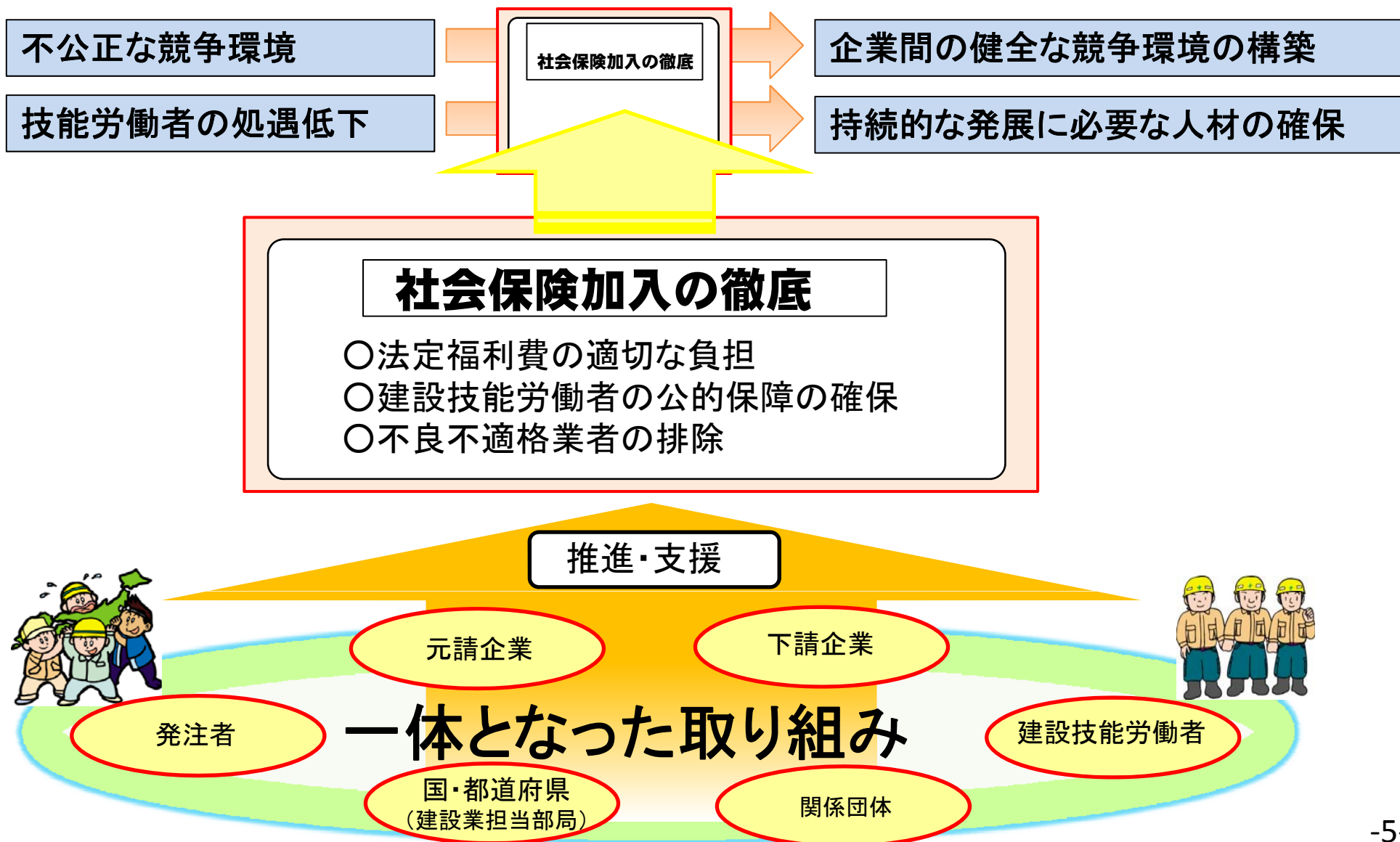
2. 入職者数全体に占める若年層の割合



出所: 厚生労働省「雇用動向調査」

II 社会保険加入の徹底

- このような状況に対し、建設業においては関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。



Ⅲ 社会保険未加入対策の概要

課 題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局（厚生労働省）との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の実取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業（特に1次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業（特に下請企業）における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

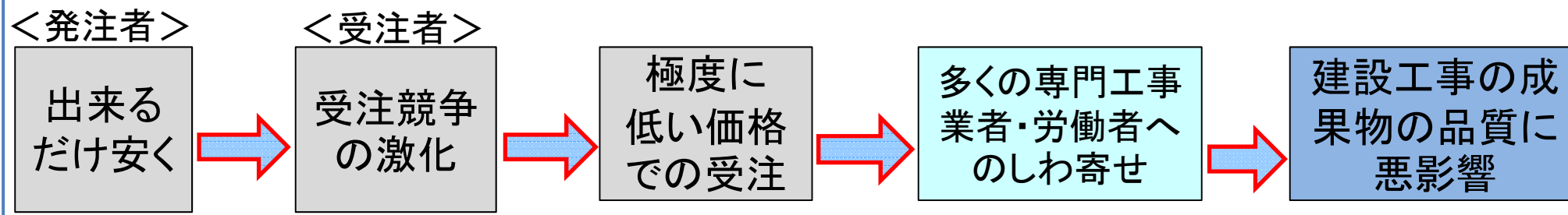
実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

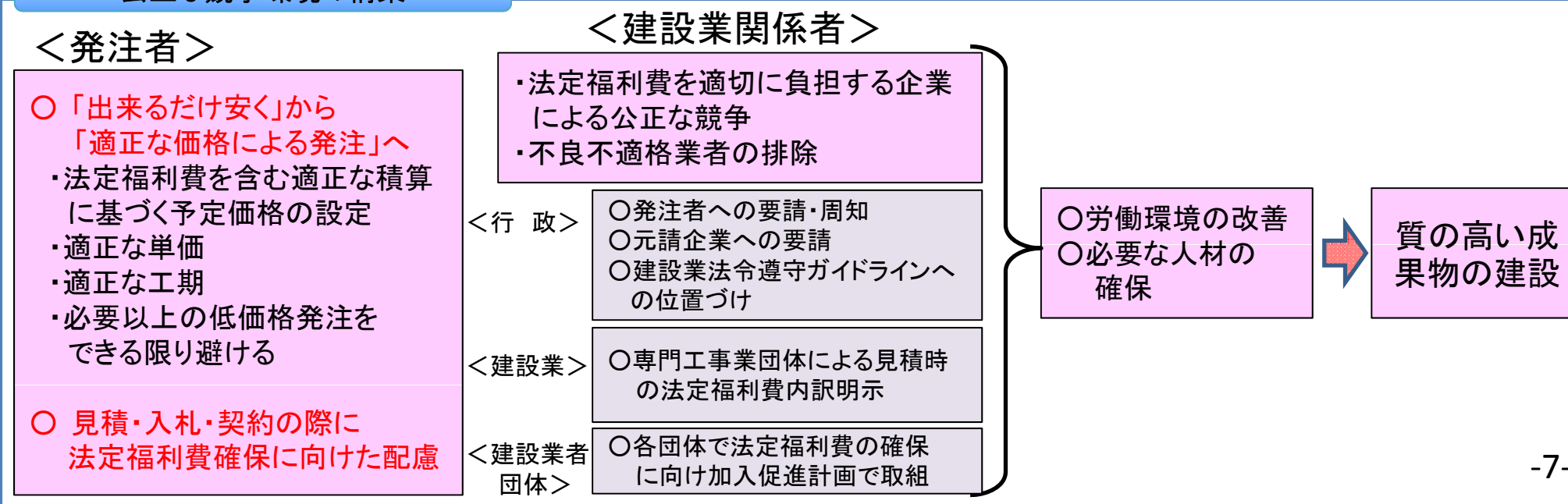
Ⅳ 公正な競争環境の構築と法定福利費の確保～発注者に期待される取組～

- 行き過ぎた競争が進むと建設工事の成果物の品質に悪影響が及ぶことが懸念されます。
- 公正な競争環境の構築に向け、発注者の皆様のご協力が不可欠です。

行き過ぎた競争による負の連鎖



公正な競争環境の構築



Ⅳ-2 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(抜粋) (平成23年8月)

- 建設業法令遵守ガイドラインでは、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

社会保険・労働保険(法定福利費)について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

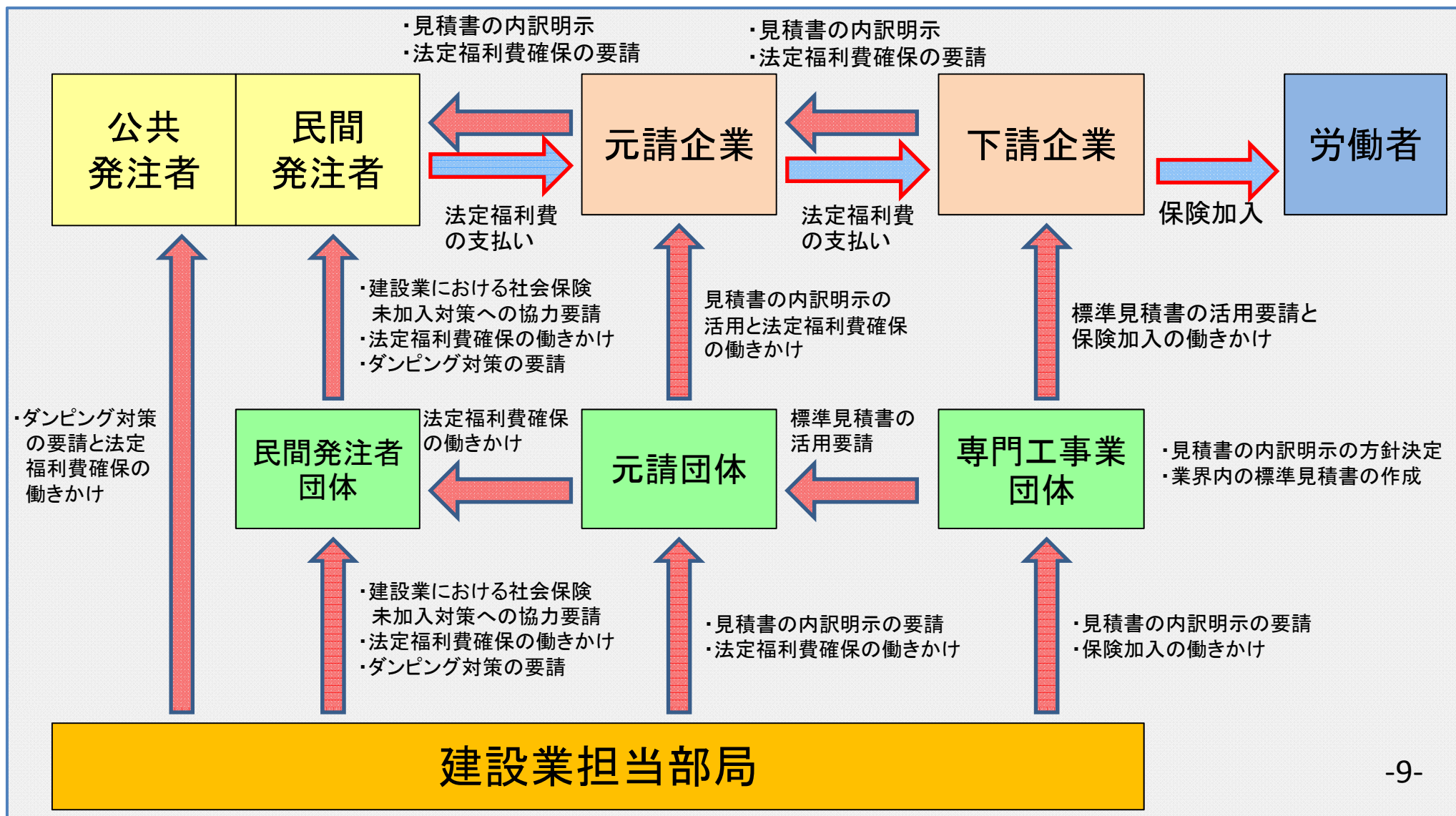
【参考:建設業法第19条の3】

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

Ⅳ－３ 法定福利費の確保に向けたイメージ図

○ 法定福利費の確保は、社会保険加入の前提であることから、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、関係者がそれぞれの立場から取組を行う必要があります。



Ⅳ－４ 国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

- 国土交通省直轄土木工事における積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されていましたが、**本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額**について、予定価格に適切に反映できるように**現場管理費率式の見直し**を実施しました。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格(直接工事費)で算出。

◆見直し後の現場管理費率の適用は、**平成24年4月1日以降入札する工事から適用**。